

1 議事日程(第4号)

(令和4年第8回久山町議会12月定例会)

令和4年12月14日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (4久山町条例第19号)
- 日程第2 議案第56号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第20号)
- 日程第3 議案第57号 久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第21号)
- 日程第4 議案第58号 町道路線の変更について
- 日程第5 議案第59号 町道路線の廃止について
- 日程第6 議案第60号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第61号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第62号 令和4年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第63号 令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第64号 久山町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第11 請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

- |    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 阿部文俊 | 2番  | 久芳正司 |
| 3番 | 阿部哲  | 4番  | 本田光  |
| 5番 | 末松裕  | 6番  | 阿部恒久 |
| 7番 | 山野久生 | 8番  | 荒巻時雄 |
| 9番 | 佐伯勝宣 | 10番 | 只松秀喜 |

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

- |    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 6番 | 阿部恒久 | 7番 | 山野久生 |
|----|------|----|------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	西村 勝	副町長	佐伯 久雄
教育長	安部 正俊	経営デザイン課長	中原 三千代
会計管理者	佐々木 信一	上下水道課長	久芳 義則
福祉課長	稲永 みき	都市整備課長	大嶋 昌広
税務課長	川上 克彦	総務課長	久芳 浩二
町民生活課長	井上 英貴	産業振興課長	横山 正利
教育課長	江上 智恵	健康課長	亀井 玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小森 政彦	議会事務局書記	城戸 貞人
--------	-------	---------	-------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第55号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第55号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条  
例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第56号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第56号久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条  
例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第56号久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第57号 久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 確認の意味で質問させていただきます。

当該条例の第2条第2項第2号中の9,600人を9,740人に改めるとしています。この9,740人が将来人口で、町長が当面は1万人を目指すとされていることと不一致ではないかと疑問を持ちましたが、当該条例でいう給水人口と将来人口では捉え方が違うこと、また9,740人というのは、水源確保ができていないために一時的なものであることから、将来人口フレームと不一致であるということには当たらない。そしてそのことは、役場全体でも共有されているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） はい、議案説明会でお話ししたとおり、そのようにご理解いただいていると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第58号 町道路線の変更について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第58号町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） この案件に対して私は反対ではございませんけども、このような開発に対して開発業者と県だけに任せるんじゃなく、もう少し町が深く関わりを持っていただき、その地域の町民の生活の不便を来さぬよう、またこのような自然を守っていくということのためにも、今後の開発については、もっともっと注意されるべきではと思っておりますが、町長の意見はどのようでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今回の認定等の廃止につきましては、その辺を十分注意して検討していくのは前回の議会でお話ししたとおりです。

今回は議案の関係と質疑っていうのが今回の分についての回答とは違いますので、また別の機会でそういうお話ができたらと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第58号町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第59号 町道路線の廃止について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第59号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第59号町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第60号 令和4年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第60号令和4年度久山町一般会計補正予算（第6号）

を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では2点ですね、ございます。

配布されましたこの、いわゆる地方創生臨時交付金事業一覧表、こちらでちょっと言いたいと思いますが、今回2点上がっております。予算書で言いましたらページ20ページ、交通アクセス対策費のコミュニティバスの関係の補助金。そして22ページの児童福祉施設費ということで、保育所等の物価高騰対策、この補助金ですね。これ二つ合計で117万円

ということで、これ財政の担当課にも聞きましたけれども、この臨時交付金ですか、これがまた追加で今回上がったというわけじゃなくて、前回10月7日にこれは承認した分、2,288万円の久山町への交付金からこの上積みされたものではなくて、これは交付金が余ったら返さなければならないということで今回、この117万円で二つの事業が新たに追加されたという認識でいるんですけれども、ということはこの10月7日に承認した四つの支援事業ですか、これはもう大体数字が決まった、その中で余剰ができたからそれで今回、この二つの事業を賄うという、そういった認識でよろしいんでしょうか。ちょっとその数字が決まってるんでしたら、その辺も詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 経営デザイン課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） お答えいたします。

まだ10月に補正に上げさせていただいた事業につきまして、金額が固まっているわけではございません。ただ計画としましては、交付金額より大きい金額で計画を通常上げさせていただいておりまして、今回も若干ではございますが、前回10月に上げさせていただいた交付金の趣旨に合った事業ということで計画に追加させていただいたということで、ご説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） そうですか。実は今朝いみじくも、西日本新聞ですが、この地方創生交付金、これについて社説が出ておりました。事前事後の点検を見直せということで、いろいろ交付の在り方についても、これいろいろ問題点が出てると。そして会計検査院もいろいろ指摘している、そういう中で、そもそもこの議会のチェックが、交付金の使い道や効果に対するチェックが甘いんじゃないかと、そういった指摘も出ています。ですからこれ、きちんとこれ私頭の中で整理してこれ賛成したいなと思ってるんですが、この事業に対して、ペーパーも出てないんですよ、事業計画が議会に対して。他の議会は出てるようですけども。だからどういってお金が117万円捻出されたのかなというふうな気になって、これ事業を申請するとしたら、この国の要綱ですか、これいいましたら締め切りとかあるはず。そして効果とか成果報告とかしてそれで、この12月中にそのお金が町に入金されるというような流れがあってるというふうに認識しておりますが、それがそういった締め切りとか国への報告、内閣へのそういうのの報告とか、これどうなってるのかなと。だから果たしてこれ適正に、いわゆる適正な形でやりとりされて、そのお金が下りるものな

のかちょっとその辺が、こういった今朝の西日本新聞の社説とかもありましたんで、ちょっとこれチェックしとかないかなというふうに思ってお聞きしたんですが、その辺大丈夫なんですか、法的な面とか。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 計画につきましては、きちんと県や国に確認をして、この事業が該当するかどうかというところは確認を取らせていただいております。それからコミュニティバスの燃料支援とか保育所の物価高騰対策につきましては、国とか県からもこういった事業に充当できるので、ぜひこういった事業をやってほしいということで、通知が来ている事業にはなりますので、これが違法とかそういったことではございません。

佐伯議員がおっしゃるように効果がどうかということにつきましては、計画に上げていた事業について、効果検証というのは国の方にも提出させていただいている状況で、毎年そこは実績報告として上げさせていただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） はい。いい事業でございますし、さきの10月7日の事業もこれは賛成できる内容で、項目である。ですからこれは反対はしませんけれども、そのお金の流れがどうなっているのか。そしてそのペーパーで可視化されてない。そういった中で今回も余ったものを、余ったら返さなければいけないから、117万円ほど新たに二つの事業でやるという。内容はこれは反対するものじゃないんですが、そのお金の流れや、あとこの事業の国への申請、あるいは締め切り、そういったことも含めてちょっと見えませんのでですねちょっと不安になったんですが、法的にこれ問題ないということであればいいんですが、できたらそういった流れ・計画・事前計画というものをまた、議会にできるだけ示していただきたい。そして何回も言いますが今朝の社説でも、議会のチェックが甘いんじゃないかとその点は、そういった指摘もございますので、われわれ議会もこのそういった点をチェックできるような形で、担当課もお願いしたいなというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず当然今みたいな佐伯議員の質問というのは、議案説明会の中でご指摘をいただいたその範囲であれば、当然そこで議論をしていけばもう少し深く、お互いになるのかなと思いますので、その点はお願いしたいと思います。もう1点、当然今必要であるもの、住民の方に、そういうものに対してしっかりとやっているということですので

で、その辺は議会の方もご理解いただきたいと思ひますし、私どもも信用して、そういうふうな議案というのを出してます。何より住民の皆さんに今必要なものは何かということをしつかり考へて議会の方に上程いたしてあります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第60号令和4年度久山町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従つて、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第61号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第61号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第61号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従つて、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第62号 令和4年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第62号令和4年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第62号令和4年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第63号 令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第63号令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第63号令和4年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第64号 久山町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第64号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

今回追加上程いたします議案は、議案第64号久山町教育委員会教育長の任命同意についてでございます。

本案は、教育委員会教育長、安部正俊氏の任期が令和5年1月4日をもって満了することに伴い、新たに教育長を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

新たに任命する方は、宗像市に在住の重松宏明氏です。重松宏明氏は、昭和58年3月に福岡教育大学教育学部小学校教育養成課程を修了後、同年4月宇美町立桜原小学校教諭を皮切りに、福岡教育大学附属福岡小学校文部教官、古賀市立青柳小学校教諭、志免町立志免西小学校教頭、古賀市立千鳥小学校校長、福岡県教育センター研修主事、古賀市教育委員会指導主事、福岡教育事務所指導主事、福岡県教育センター参事、福岡教育大学教職大学院教授を歴任された後、平成29年1月から令和2年3月まで本町久原小学校校長を務められ、現在けやきの森幼稚園の園長として勤務をされております。以上の経歴からも、長年にわたり小学校教諭・校長として教育現場に携わり、指導主事や大学院教授などを歴任され、教育情勢にも十分精通されている人物であります。これまでの経験を十分に生かしてもらい、本町の教育行政の発展と充実にご尽力をいただけるものと確信いたしております。ご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 暫時休憩はとらないんですか。もちろんおっしゃった方はよく顔も存じ上げてる方ですけども、やはり議案書をもってからまだ何日たったかというのがありますし、もう1回経過、経歴、口頭でおっしゃった分を見て、いろいろやはり、聞かないといけないこともあると思うんですが、このまま採決ということになるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩とします。議案の説明をお受けいたします。

再開は後ほど連絡いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前10時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第64号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

本案は、人事案件でございますのでプライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今回、追加議案で2日前ですが、私のところの自宅に議案書が置いてありました。いくら任期満了であったとはいえ、唐突感のあるような気がするんですけども、このタイミングで追加議案という形にされたその理由というのは何でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず最終的には、教育長というのは大役ですので、私もいろいろ考えて今回議案は出していくということになりますが、それと同じもう1点が個人の情報になってきます。しかも現在お勤めをしていただいておりますので、できるだけそういう議会の議決を得て初めて、この方が、園長が教育長になっていくというふうになっていきますので、できるだけ個人を保護するという観点もあるというのをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第64号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」  
提出に関する請願

○議長（只松秀喜君） 日程第11、請願第1号国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止  
を求める意見書」提出に関する請願を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務文教常任委員会、山野久生委員長。

○7番（山野久生君） それでは請願審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果次のとおり決定したので、会議規則第94条第  
1項の規定により報告します。

受理番号、請願第1号、付託年月日、令和4年12月5日、件名、国に対し、「消費税イ  
ンボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書。審査の結果、不採択。委  
員会の意見、インボイス制度は、消費税の軽減税率導入で8%と10%の税率が生まれたた  
め、国が事業者に品目ごとの税額を正確に計算してもらう目的で導入するものである。消  
費税は、買い手が取引先から預かったお金であり、これを事業者が納めないのは不公平で  
ある。以上のことから願意には沿いがたい。

結論、総務文教常任委員会では、原案に対し反対多数にて不採択。

以上を報告いたします。

○議長（只松秀喜君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

本田議員。

すいません。

では討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

本田議員。

- 4番（本田 光君） 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願について、賛成討論を行います。

新型コロナ危機の収束や物価高騰で暮らし・景気回復が見通せない中で、2023年10月からインボイス制度、適格請求書等保存方式実施に向け、2021年10月1日からインボイスを発行事業者の登録申請が始まっています。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税制度を実施的に廃止するものであり、仕入れや経費に含まれる消費税価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャー・フリーランスも育ちません。インボイス実施で実際に影響を受ける業種は、一人親方など建築下請けあるいはまた農家、個人タクシー、文具店、英会話塾の講師やシルバー人材センターの会員等々であります。広域社団法人全国シルバー人材センター事業協会調べの2020年（令和2年）現在によりますと、大体1人当たり年間収入税込みが43万円というふうに言われています。1人当たり消費税の納税額が簡易課税を選択しても1万9,502円。この納税のために税務署に事業登録番号をもらう申請をして、番号付きの正規の請求書を発行し、それを7年間保存し、毎年消費税の申告納税をするものである。多くの中小企業団体や税理士団体も、凍結あるいはまた延期、見直し、中止を表明し、現状での実施に踏み切ることは、懸念の声が上がっております。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠であります。本町においても、個人事業者等あたりにも大きく影響を与えるものだと考えます。従って、この国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書についての賛成討論を終わります。

- 議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

請願第1号国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する

る請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第1号国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（只松秀喜君） 起立少数であります。従って、本案は不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました

本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第8回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条の規定により下記のとおり署名する。

久山町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員